

群馬県行政改革評価・推進委員会 所掌事項の追加(案)について

- ◇ 群馬県行政改革評価・推進委員会設置要綱第2条を改正し、当委員会の所掌事項に「事務事業の効率的・効果的な実施に関する助言」を追加したい。

群馬県行政改革評価・推進委員会設置要綱（抜粋）

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項について討議を行う。

- (1) 行政改革の方針の策定に関する助言
- (2) 行政改革の取組の進行管理に関する助言及び評価
- (3) 事務事業の効率的・効果的な実施に関する助言 ←改正により追加

- ◇ 所掌事項追加の経緯

第16回 群馬県行政改革評価・推進委員会 議事詳細(抄)

日時：平成27年10月8日（木）13時30分～

場所：群馬県庁7階 審議会室

項目	内容
4 その他 【事務局】	この大綱の項目にかかわらず、何か県行政に対して思うところがあれば、御意見等いただければありがたい。
	(中略)
【佐藤委員長】	最後に、行革大綱の実績評価を広く浅く評価しているわけであるが、そうすると深い議論に入っていけない部分があって、今回のようなマクロ的な評価だけでなく、例えば1つないし2つの個別の案件等を集中的に審議、評価をしていくということも、各委員の皆様のお知恵をお借りしつつ実施すると、より良いアイデアが出てくるかもしれない。これは事務局の業務量との関係があると思うし、次期行革大綱の策定などもあるが、「公共施設のあり方検討委員会」の答申後のフォローアップが終了し、この委員会の所掌範囲はかなり狭まり“身軽になった”ので、そういったことも考えてもよいと思う。
【事務局】	ぜひ検討させていただきたい。